

## 鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第13回／家裁第14回)

### 1 開催日時

平成22年5月20日（木）午前10時から正午まで

### 2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員) 印南百合子、乙守三千代、白川哲也、末永睦男、辰村吉康  
土肥章大（委員長）、富川正博、平島正道、松尾千歳  
(家裁委員) 鈴木千帆、垂野秀子、土肥章大（委員長）、福田英司  
藤崎竜子、増田 博

### 4 議事

(1) 新委員自己紹介（印南百合子、末永睦男、富川正博、垂野秀子、福田英司）

#### (2) 議事

別紙のとおり

(○委員長、■A～G委員、●事務局)

#### (3) 次回期日

平成22年12月16日（木）午前10時から正午まで

#### (4) 次回テーマ

「検察審査会制度について」

「家事調停事件における当事者等への配慮」

(別紙)

## 【地裁委員会テーマ】

### 裁判員制度について

- それでは、これより議事を始めさせていただきます。  
鹿児島地裁では、前回（平成21年12月3日）以降、2号事件から6号事件まで5件の裁判員裁判（合計6件）を実施しましたので、刑事部及び総務課から実施状況等について報告します。
  - - 1 鹿児島地裁における裁判員裁判の実施状況
    - 2 裁判員経験者に対するアンケート結果（抜粋）
    - 3 裁判員制度の運用に関する意識調査結果（抜粋）
- （以上、概要を説明）
- 先程見学をされた裁判員裁判で使用する評議室等の各施設、事前配布資料及びその説明にあった鹿児島地裁における裁判員裁判のこれまでの実施状況、裁判員経験者のアンケート結果の概要、更には裁判員制度の運用に関する意識調査の結果の概要等につきまして、御意見等をお伺いします。
  - A 裁判員制度が導入されてからほぼ1年が経ち、裁判員制度が思ったより前向きに受け止めているといふ感想を持っています。ただ、裁判員として参加することを考えると、制度を肯定する率は低いと思いますが、まだ導入して1年ですから仕方ないとも思っています。これから徐々にその率が高くなつていけばよいと思います。
  - 人の一生を左右しかねないといったところもかなり大きな理由のようで、裁判をする事自体に負担感を感じる人も多いようです。
  - A 裁判員制度で市民が裁判に加わっていくことについては、当初予定していたよりも相当肯定的に評価されていると思います。それでは、自分が参加するかというと、消極的になっており、人の一生を左右するということについて非常にプレッシャーを感じているということですから、やはり国民意識なのかと感じています。
  - 裁判所としてはそのような負担感をできるだけ軽減するように、今後も説明し、理解を深めてもらう努力をしないといけないと思います。裏返すと、やはり国民が真剣に物事を受け止めているということの反映でもあるのではないかという気がします。
  - B 法廷が終了して評議室に戻ったときは、裁判員の方がとても精神的な疲労を感じていることがひしひしと伝わってきます。実際の被害者の生の声や被告人の生の声を聞いて、本当に自分がこういう判断をしていいのかどうかということについて悩みながら、一生懸命公正中立を守って取り組んでおられ、そこに私は大変感動を覚えております。評議においては、裁判官の仕事というのは、そういう負担感をどうやって受け止めて、終わった後に、少しは気が軽くなって帰っていただけるように、できるだけ休憩時間やお昼の時間に声掛けをしています。そのようなことは非常に重要だと実感しているところです。
  - A 評議のときには、裁判員の方は、積極的に意見を述べられますか。当初、裁判官が誘導してしまうのではないかという意見もありましたが、実際どうでしょうか。
  - アンケートの結果では、話しやすい雰囲気で、裁判官の誘導があるというようなことは聞いておりません。
  - C 委員から事前に、「性犯罪の被害者のプライバシー保護の観点から、裁判所ではどういった配慮がされていますか。」という質問をいたしましたが、この関係で補足説明をお願いします。
  - C 裁判員裁判が始まることによって、裁判に持ち込まれるケースが少なくなるのではないかということを心配し、そういうことにならないためには、十分なプライバシーの保護が

重要だと思っています。

以前に裁判に立ち会った方から、被害者の方が実際に傍聴席に座る被害者参加の場合、出廷するとき、傍聴席に着くときなどかなり配慮をされるが、実際に裁判が終わって退廷するときなどに、どうしても一般の方やマスコミ関係の方に顔を見られたり、あるいは、傍聴席で少し精神的に不安定になられて被害者と分かってしまうようなことがあった場合に、その方の保護ができるのかということについて、少し心配したという話を聞いたことがあります。

- 性犯罪の関係では、裁判所としては、いろいろな面で配慮が必要だと考えています。今日は、裁判員裁判における選任手続の場面及び法廷における意見陳述の場面における工夫例を紹介します。

まず、選任手続の場面ですが、選任手続では個人情報の秘匿が重要になるので、その観点から、被害者の氏名、年齢、住所及び犯罪地等を符号化して、被害者が特定できないような工夫をしました。また、質問票でかなり詳細な部分まで質問した結果、現実には、質問票に記入する時間は結構かかったものの、手続としては当初考えていた以上に早く終わり、しかも、被害者の秘匿情報が裁判員候補者の方々に分からないように手続を進めることができました。

次に、法廷における意見陳述の場面ですが、被害者参加として、被害者が法廷に出廷して意見陳述をする場合、遮蔽の措置及びビデオリンクという方法を探ることができます。当庁における性犯罪の裁判員裁判においては、被害者が参加し、意見陳述をするという場面があり、遮蔽の措置を執って意見陳述をしてもらいました。遮蔽の措置を執るに当たっては、入退廷時に被害者が傍聴人と顔を合わせないように、入口から遮蔽の措置を執って傍聴人に分からないように配慮をしました。

- 被害者と被告人との接触は絶対に避けなければなりませんので、押送されてくる被告人と被害者間に時間差を設けるとか、待機場所を用意するとか、入退廷の順序を接触のおそれがないようにするといった配慮が考えられます。また、公判廷では被害者の特定につながる情報を極力排除したり、裁判員・補充裁判員以外の方にはそのような情報が伝わらないように、あらゆる場面で気を付けるようにしています。
- C 被害者が数名いて、そのうち一人が傍聴席に座って、実際に裁判の様子を聞く場合に配慮していただけるのかというのが一点と、傍聴人席からだけでなく、裁判員の方にも被害者が顔を見せないでいいような遮蔽措置や方法を考えられる余地はないのか、という点についてお尋ねします。

- B いずれも大変難しい問題だと思います。傍聴の場合には、被害者に付き添う被害者支援センターの方に対応していただくのが筋だと思っています。裁判所というのは、被害者保護の観点も非常に重要ですが、傍聴席の中のことについては、対応可能なことと不可能なことがあります、支援センターの方と協議した上で、可能なことは対応しようと思っています。

また、法廷で被害者の顔を見せないという点については、事件記録中に被害者の顔写真等が含まれていない限り、少なくとも被害者本人が法廷に来なければ容姿等は分かりません。仮に、証人として出廷したり、意見陳述をする場合、裁判員に見えないところで実施するというのは、刑事裁判の性質上難しいと思います。ただ、裁判員には重い守秘義務が課されていますので、評議の中で、被害者のプライバシーには十分配慮していただきたいということを説明しており、その限度で了解していただくしかないと思います。このあたりは、刑事裁判というもの性質、裁判所が中立であるということ及び被害者保護が重要であるということをどう調整していくかということで、非常に難しい問題であり、これからも事件ごとに判断するしかないと思います。

- 一般論として、被害者が傍聴されるかどうかというような情報が分からぬケースもあります。分かった場合には可能な範囲で配慮します。例えば、特別傍聴席を用意するにしても、定まった特別傍聴席を用意するのではなくて、自由に座っていただくという方法を執ることができます。そのように、特別傍聴席に座っているのは、被害者ではないかと疑われないようにすることはできます。逆に言うと、どういう方が法廷に来られるか分からないので、その危険＝リスクというものは覚悟して来ていただく必要があるというアナウンスをすることになります。

また、遮蔽の措置以外にビデオリンクという方式もあります。証人に法廷とは別の部屋に来ていただき、そちらで証言していただいて、法廷では画像で見聞できるようにするという方式です。どういう方法を探るかということについても、訴訟関係者で事前に協議されているようです。そのような場合は、「分配慮しながら手続が進められるのではないか」と思います。

- B 顔を見られたくないという点については、被害者の代わりに検察官から書面を読んでもらったり、被害者参加の関係では、弁護士のサポートもありますので、直接被害者が法廷に来なくても、被害者の声を法廷に届ける方法はあるということを付け加えさせていただきます。
- 貴重な御意見等、ありがとうございました。  
他になければ、地裁委員会の議事はこれで終わらせていただきます。

#### 【家裁委員会テーマ】

##### 夫婦関係調整（離婚）等調停事件において、親権の合意が困難な場合の取組

- それでは、引き続き家裁委員会の議事を始めさせていただきます。  
本日の委員会では「夫婦関係調整（離婚）等調停事件において、親権の合意が困難な場合の取組について」御意見をお聞きしたいと思います。  
それでは、まず、首席家裁調査官から説明いたします。
  - 1 最高裁の作成したDVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らす時考えなければならないこと」のドラマ編を視聴  
2 1のDVDビデオを当事者に視聴させる活用事例  
3 試行的面会交流を実施するためにプレイルームを活用した事例
- (以上、概要を説明)
- DVD、紹介した2つの事例及び先ほど見学をされたプレイルームにつきまして、御意見等をお伺いします。
  - D 2例について説明していただきましたが、このようなケースは、年間何件ぐらいあるのでしょうか。
  - プレイルームを使った試行的面接交流は年間20件～30件程度あります。DVDの使用例については、それほど多くなく、年間で3件～4件程度と把握しています。
  - A 学生に対して、教育的配慮からこのDVDを見せられないかなと思うのですが、市民に貸出しをしていますか。
  - 事件の中で視聴させるという目的で作成されておりますので、一般には貸出しありません。
  - D 家庭裁判所の場合は、普通は子どもの親権を巡って熾烈に争われる例が最近は増えつつあるものの、そう多くはないと思います。子どもの親権で、母親が父親の暴力に耐えかねて、子どもを連れて実家に帰るというケースがほとんどだろうと思います。父親の方は別れたくないばかりに、子どもの親権は渡さないというケースもありますし、普通子どもは

母親が育てた方がよいということで、親権は母親に譲るというケースが圧倒的だらうと思います。先ほどお聞きしましたが、大体年間20件～30件くらいとの説明でしたが、これは熾烈に子どもの親権が争われているケースだらうと思うのですが、その点はいかがですか。

- 鹿児島家裁本庁の昨年の調停事件は825件あり、そのうち夫婦関係調整事件は327件、親権者変更事件が50件、監護者の指定事件が3件、面接交渉事件が28件、子の引渡し事件は5件でした。鹿児島家裁管内全てでは、昨年の調停事件は1,773件あり、そのうち夫婦関係調整事件は731件、親権者変更事件が123件、監護者の指定事件が6件、面接交渉事件が71件、子の引渡し事件は10件でした。
- 正確な統計を取っているわけではありませんが、子どもの年齢が低いほど母親が親権者になる例が多いという認識であります。プレイルーム等を使う状況はどういうものかという点ですが、非常に争いが大きい場合にプレイルームでの試行的面会交流や親子関係の観察を実施していることがほとんどです。親権ばかりで争っている他に面会交流について、あるいは、監護者をどちらにするかで争いが非常に大きい場合があります。
- E 解決に至るまでの時間及び回数並びにその話合いの最中に事件に発展し、結論に至らなかつたケースが過去にあったのか教えてください。
- 夫婦関係調整事件の調停については、大体3回～4回くらいで終わるのではないかと思います。長引くものについては、7回、8回若しくはそれ以上に回数を重ねているものもあります。やはり子どもの親権が争いになっているものについては3～4回で終わることはないように思います。成立の関係では、調停で話合いが整ったということを成立率と言っていますが、夫婦関係調整事件については、本庁の場合では54.4%，親権者変更事件では61.3%，監護者の指定事件では成立したもののがありません。面接交渉事件については35.2%，子の引渡し事件の関係では14.2%でした。また、管内を含めた鹿児島家裁全体では、夫婦関係調整事件については49.4%，親権者変更事件については67.2%，監護者の指定事件については管内も含めて成立したもののがありません。面接交渉事件については44.3%，子の引渡し事件については10%という成立率でした。
- 合意ができたということで調停が成立して事件が終了するわけですが、調停成立ではないというケースの中にも、事件を取り下げるという取下げというものがあります。取下げは、事件の期日外で円満に解決して、特に裁判所で調停調書を作る必要がないというケースで、実際に話合いが整ったという件数はもう少し多いのではないかと思います。親権者変更事件や子の引渡し事件等も含めて夫婦関係調整事件という事件名になっています。調停が成立しなかつた場合の進行はどうなりますか。
- 夫婦関係調整事件といふいわゆる離婚調停事件において、協議が整わなくて調停不成立となつた場合は、裁判（人事訴訟・離婚訴訟）に移行します。乙類調停事件（親権者の指定・親権者の変更・子の監護者の指定等）で調停不成立の場合には家事審判法26条1項により審判手続に移行し、家事審判官が判断を示します。
- E 調停事件が終局するまでに、事件に発展したり問題が起つたことはありませんか。
- 鹿児島家裁では特に問題等は発生していません。他府では、面接交渉の際に、申立人（父親）が子どもを裁判所外に連れ出して、刑事事件に発展したことがあると聞いたことがあります。
- D 事件数や審判への移行の度合いを考えたとき、裁判官及び家庭裁判所調査官の数が足りないよう感じますが、その点はいかがですか。
- 裁判官3名で家裁事件を担当しており、裁判官が足りないということはないと思います。事件数に見合った人員配置がなされていると思います。なかなか審判に移行することがな

いのではないかとのお尋ねですが、調停において当事者間で合意ができることが望ましいと考えています。子どもの親権や養育費について話し合う場合、裁判所が強制的に決定ということで判断を示すのは最後の手段ではないかと思います。子どもの将来を考えた場合には、両親が互いに歩み寄って合意する、そういう努力をしたということが、将来子どもが成育過程を振り返ったときに、両親がとことん話し合ってこういう結論になったのだと理解した方が皆さんにとってもいいと思います。調停が成立する可能性があるものについては、調停を進め、どうしても合意ができないケースについては、速やかに審判に移行して処理しています。

■F 当事者に、調停事件を自分のこととしてとらえてもらいたいということが裁判所のスタンスです。家庭裁判所調査官の助言も仰ぎながら、どうしても調停が無理な場合は速やかな審判を目指しています。

○ 補足しますと、審判というのは、例えば、養育費を一人月3万円にしましょうなどと取り決めるだけであり、具体的には、実際に養育費を払ってもらえるのかと履行が問題となります。また、子の引渡しの際の強制執行が問題になり得るのです。そのように、審判や判決では、どうしてもその後の手続が出てきますので、なるべく避けたいということがあります。調停で合意ができた場合は、任意に履行される可能性がより高まることも理由の一つです。

■G プレイルームを設置しているのは本庁だけで、支部にはないですか。支部の事件で、プレイルームを活用して試行的面会交流をしていただきたいという事件を抱えており、支部の事件でもプレイルームを積極的に活用していただけないかと思っています。

調停を進めながら、当事者に面会交流をさせたこともありましたが、父親のもとにいる子どもに、父親立会いのもとでしか母親と面会交流できない場合において、子どもが父親の機嫌を非常に気にしたり、面会後情緒不安定になったりして母親との以後の面会が拒否される事例がありました。本庁に連れてくるなどして、先程の事例のような方法で行えば、面会交流もうまくいくのではないかと思います。

今の制度では、どうしてもどちらかが親権者になって、片方は面会交流しかできないわけですから、そのような配慮をしていただけないかと思う事案がありますので、お願ひしております。

○ 御意見として承りたいと思います。本日も貴重な御意見をたくさんお伺いすることができました。どうもありがとうございました。今後の取組の参考にさせていただきたいと思っております。